

# シャープ健康保険組合組合会会議規則

## 第 1 章 総 則

**第 1 条** 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。

**第 2 条** 議員の席次は議長の定めるところによる。

**2** 補欠議員の席次は、前任者の席次による。但し、補欠の為同時に議員となった者が2人以上あるときは其の席次は議長の定めるところによる。

**3** 議員の定数増加により選定又は選挙せられた議員の席次は議長の定めるところによる。

**第 3 条** 議員の着席は合図でこれを報ずる。

**第 4 条** 議案又は報告書は開議前に議長から議員にこれを配付しなければならない。

**第 5 条** 議長は会議を開く時は開議の旨を宣告しなければならない。

**2** 議案又は報告書は議長が付議した後、組合の常務理事をしてこれを朗読せしめる。但し、議長の意見により朗読を省略することができる。

**第 6 条** 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次日の会議日程及開議の時間を定めてこれを会議に報告しなければならない。

**2** 会議日程に定めた議事につき、当日開議不能のとき又はその議事の審議未了のときは議長は更に会議日程を定めてこれを会議に報告しなければならない。

**3** 会議日程に定めた議事が終了したときは議長は日程の追加を為すことができる。

**第 7 条** この規則の疑義その他会議中議題外に起った事項は、議長がこれを決する。但し議長において重要であると認める事項は会議にはかりこれを決することができる。

**第 8 条** テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

## 第 2 章 動 議 及 び 建 議

**第 9 条** 動議は出席議員の過半数以上の賛成者がなくては、これを議題となさない。

**第 10 条** 建議を提出しようとするときは、5人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出

しなければならない。但し、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。

**第 1 1 条** 議題となった動議又は建議は議長の許可を受けなくてはこれを撤回することができない。

**第 1 2 条** 動議又は建議で否決されたものは、その会期中は、再びこれを提出することができない。

### 第 3 章 発 言 及 び 討 論

**第 1 3 条** 議長において開議を宣告しない間は、議案について議員は発言することができない。

**第 1 4 条** 議員は発言しようとするときは起立して議長と呼び自己の氏名又は席次番号を告げ議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは議長はその1人を指名して発言させなければならない。この場合においては、議員の発言の前後に付、異議を申立てることはできない。

**第 1 5 条** 理事が発言を求めるときは議長は直ちに許可しなければならない。但し、このために議員の発言を中止せしめることはできない。

**第 1 6 条** 討論は議題外に涉ってはできない。議員の討論が、冗長により又は不必要の論議と認められるときは議長はこれを制止することができる。

**第 1 7 条** 討論が未だ終らなくても、議長において最早論旨が尽きたと認めるときは討論の終局を宣言することができる。

### 第 4 章 採 決

**第 1 8 条** 否決の動議は修正動議に先立ち採決しなければならない。

**第 1 9 条** 修正の動議は原案に先立ち採決しなければならない。同一の議題に付修正の動議が数個提出されたときは、議長において原案の趣旨に最も遠いと認められたものから順次採決しなければならない。

**第 2 0 条** 否決の動議及び修正の動議が総て否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

**第 2 1 条** 議長において採決をしようとするときは其の議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2 宣告をした後は其の議題について議員は発言をすることができない。

**第22条** 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき可否を表明しなければならない。

**第23条** 表決の方法は起立による。但し、議長の意見に依り他の方法を用いてもよい。

**第24条** 議長は表決の結果を宣告しなければならない。

## 第 5 章 秩 序

**第25条** 招集に応ずることができず又は招集に応じたが会議に出席することができなるときは議員は定刻前、其の事由を書面で議長に届出なければならない。

**第26条** 議員は会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

**第27条** 議員は会議中無礼な語を用いたり、又他人の一身上に涉り討論をしてはならない。

**第28条** 会議中この規則に違反し、その議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し命に従わないときは当日の会議の終わるまで発言を禁止し、又は議場外に退去を命ずることができる。

**第29条** 議場が喧騒となり、整理困難ときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

## 第 6 章 傍 聴

**第30条** 組合会の会議を傍聴しようとする者は被保険者証又は組合員と認めるに足る証拠物を受付係に提出した上入場しなければならない。但し、被保険者証又は組合員と認めるに足る証拠物を所持していない場合はその旨受付係に申出て承諾を受けて入場することができる。

**第31条** 傍聴人は静粛を旨とし会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり、若しくは喧騒に涉りその他会議の妨害となる様な行為をしてはならない。

2 前項に違反する傍聴人があるときは議長はこれを制止し命に従わないときは退去させることができる。

**第32条** 議長より傍聴禁止の宣告があったときは傍聴人は直ちに退場しなければならない。

**第33条** 傍聴人は前2条に定めたものの外すべて議長その他係員の命に従わなければならない。

附 則 この規則は、昭和35年1月1日から施行する。

附 則 この改定規程は、平成28年8月1日より施行する。